

【被害者等に対する審判状況の説明の運用イメージ】

運 用 事 項

被害者等への制度案内

説明申出手続

- 申出期間(法第22条の6第2項)
「申出に係る事件を終局させる決定が確定した後3年を経過」するまで

【規則化事項】

- ・申出の際に明らかにすべき事項
- ・弁護士による代理を認める。

申出受付・事件部への引継

説明の許否

- 許可の要件(法第22条の6第1項)
 - ① 申出
 - ② 「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」

説明の実施

- 説明内容(法第22条の6第1項)
「審判期日における審判の状況」

【規則化事項】

- ・説明は書記官・家裁調査官にさせることができる。
- ・説明を受けることについて、弁護士による代理を認める。

- 家裁や関係機関におけるリーフレットの備置き等。

- 審判調書等の記載に基づいて説明する。

- 説明の内容は、審判調書等に記載された審判の客観的・外形的事実となる(評価に係る事項は除かれる)。

→具体的には、審判期日の日時・場所・出席者、非行事実の認定手続等の審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等となる。

→説明の程度については、事件の内容によって、自ずと濃淡が生じる。

- 審判の席に必ず列席し、審判の手続及びその内容を公証する書記官が原則として行う。

ただし、例外的に、家裁調査官がその専門性を発揮しつつ説明する場合もある。

- 申出人の希望に沿って、口頭又は書面のいずれかの方法により説明する。